

宮建国保に加入している組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

新型コロナウイルスの影響により、以下の要件を満たす方は傷病手当金を支給します。

1. 支給対象者

第2種および第3種組合員で新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために3日連続して仕事を休み、4日以上仕事を休んでいる方。

※給与等が全額支払われている場合は対象にはなりません。

※法人事業主および第1種組合員は対象にはなりません。従来の傷病手当金（様式17号）で申請願います。

2. 支給要件

労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間。

3. 適用

令和2年1月1日～**令和4年3月31日**の間で療養のため労務に服することができない期間。（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6カ月まで）

4. 申請書

傷病手当金支給申請書（様式17-A）および（様式17-B）

5. 支給額

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×日数

6. 支給時期

保険医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）を確認してからになりますので、早くても診療月の3カ月後になります。

7. その他

傷病手当金（新型コロナウイルス感染症分）を支給した場合、従来の傷病手当金は重複支給しません。また、従来の傷病手当金を支給した場合、支給期間には含めません。

申請手続きについては、所属の支部へお問い合わせください。